

第 1 1 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 4 年 6 月 1 0 日 (金) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂 が 招集 した。

2 場所 市役所 別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	金 子 幸 司	2 番	酒 卷 寿 雄
4 番	大 宮 茂 男	5 番	成 嶋 君 美
6 番	飯 野 文 夫	7 番	坂 卷 洋 行
8 番	石 井 マサ子	9 番	岡 田 英 夫
1 0 番	寺 島 和 彦	1 1 番	村 越 等
1 2 番	橋 本 英 介	1 3 番	谷 田 貝 和 代
1 4 番	平 川 徹	1 5 番	染 谷 茂
1 6 番	山 崎 明 久		

1 6 名 中 1 5 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 8 番	小 川 克 己	2 0 番	染 谷 織 恵
2 5 番	濱 嶋 静	3 1 番	坂 卷 儀 治

1 5 名 中 4 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

3 番	遠 藤 秀 生	1 7 番	友 野 博 之
1 9 番	栗 原 豊	2 1 番	大 塚 信 幸
2 2 番	豊 田 佐智子	2 3 番	木 村 寿
2 4 番	関 根 勝 敏	2 6 番	富 澤 英 三
2 7 番	林 敏 夫	2 8 番	飯 田 利 明
2 9 番	石 井 一 美	3 0 番	砂 川 晴 彦

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

次 長 杉 浦 清
副主幹 原 田 圭 介

副主幹 秋 谷 雅 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）
- 議案第 5号 農業委員会による最適化活動の目標の設定等について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 それでは、ただいまより第11回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中4名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

谷田貝和代委員，平川 徹委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程2 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願ひます。

今月の担当は第3調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，山崎委員長，よろしくお願ひいたします。

山崎委員長 農地第3調査会は，去る6月2日，3日，令和4年度第3回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条1件，第5条7件，主たる従事者証明2件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和4年2月に開催された第7回総会の議案第1号から5号の8件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は 3 ページからになります。

本件は、柏の農地所有適格法人が経営規模拡大のため、また、我孫子市在住の譲渡人は●●による農業経営が困難となったため、譲渡による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、新利根の田●筆、●、●●● m²で、米を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 3 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、1 番を承認いたします。

議案第 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意

見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第2号1番につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

1番から4番につきましては、一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 1番から4番についてご報告します。

調査会資料は6ページからになります。

本件は、賃貸借による権利設定を伴う障害福祉施設への転用許可申請です。

申請地は、高田の畑●●筆、●、●●●.●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は社会福祉法人で、医療的ケアを必要とする子供たちを支援するため、施設を整備する計画に至ったものです。

計画では、訪問者と職員の駐車場として●●台分の用地を設け、段差があるため盛土を行い、擁壁を設置し、西側の市道と同じ高さに整地します。緑地については、施設利用者の屋外での休憩場所やプレイグラウンド、菜園を造り、利用者の訓練施設といたします。

被害防除対策として、土砂が隣接地に流出しないよう、ブロックと擁壁を設けます。また、隣接農地への出入りを確保するため、通行の許可について合意しています。あわせて、車の駐車の際には、排気ガスの影響がないよう、前向き駐車を厳守することになっております。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務

指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から4番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

計画地の周辺は、ほぼ畑に囲まれているようですけれども、隣接農地に対する被害防除対策などは十分されているのでしょうか。

山崎委員長 隣接農地への被害防除対策等として、1点目は周辺農地の通行についてですが、耕作者の方が農地の出入りに支障をきたさぬよう、敷地境界フェンスの一部を解放し、隣接農地への出入りを可能とすることで所有者の方の合意を得ているそうです。2点目は施設駐車場における車両の排ガス対策として、隣接農地との境界にフェンスを設置し、また前向き駐車を徹底させることで合意を得ているそうです。3点目は施設建設に伴う日照不足による農作物への影響についてですが、計画図等により現地説明を行い、農作物への影響は少ないことを確認していただいているとのこと。そのほか計画地の除草作業を行ったとのこと。

引き続き隣地とのトラブル発生時には、誠意ある対応をしていただくよう事業者へ伝えました。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 わかりました。

議長 そのほかございますか。

はい，どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

この施設の利用者は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

山崎委員長 昼間，通って来られる方は●●人程度，また入所生活される方は●●名程度だそうです。

成嶋委員 資料には子供と書いてありますが，どのくらいの年齢までですか。

山崎委員長 具体的な年齢までは分かりませんが，子供だけでなく大人の方もいらっしゃるそうです。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，1番から4番を承認いたします。

議案第2号1番から4番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

5番について、調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は13ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、大青田の畑●筆、合計●●●㎡です。おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

譲受人は、現在、市内の賃貸住宅で暮らしており、将来、親の介護等を考え、実家の隣接地に専用住宅を建設する計画に至ったものです。

計画では、●●●●●●建て、建築面積●●.●●㎡、延べ床面積●●●.●●㎡、●台分の駐車スペースを用意します。

被害防除対策として、汚水・雑排水は合併浄化槽により処理し、前面道路にある雨水管へ放流します。雨水は浸透ますにより地下浸透、オーバーフローのみ雨水管へ放流します。境界については、コンクリートブロックとフェンスを立て、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5 番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、5 番を承認いたします。
次の審議に入ります。

6 番について、調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 6 番についてご報告します。

調査会資料は 17 ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●筆、合計●●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha 未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在、市外の賃貸住宅で暮らしており、将来家族が増えることなどを考え、実家に近い本申請地に専用住宅を建設する計画に至ったものです。

計画では、●●●●建て、建築面積●●●.●●㎡、延べ床面積●●●.●●㎡、駐車スペースを●台分確保します。通路部分及び駐車スペースは砂利敷きを予定しています。

被害防除対策として、汚水・雑排水は合併浄化槽により処理し、西側道路の側溝へ放流します。雨水は、雨水浸透ますを●基設置し、オーバーフロー分は側溝へ放流します。隣地との境界について、西側、東側は既存のコンクリートブロックとフェンスを使用します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

飯野委員 西側にある細い土地は、何か埋設するためにあるものですか。

山崎委員長 そうですね。

飯野委員 下水管か何かを埋設する予定ですか。

山崎委員長 はい、そうです。

西側の道路しか側溝がないので、そちらへ流す計画で土地を確保してあります。

飯野委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、6番を承認いたします。

次の審議に入ります。

7番について、調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 7番についてご報告します。

調査会資料は、22ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷新田の畑●筆、合計●, ●●●m²です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農

地と判断しました。

譲受人は、屋根工事等を営む市内の法人で、申請地に隣接している山林にある材木を自然乾燥させるスペースとして整備する計画に至ったものです。申請地は道路に接していないため、隣地の一部を賃借し、出入口用通路として使用します。

被害防除対策として、雨は自然浸透、農地との境には木の杭を2 m 間隔に打ち込み、下部に矢板を取り付け、上部にはトラロープを取り付けます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

出入口の借地になる山林ですが、ここはたしか更地ですよ。

山崎委員長 そうですね。現在は木がなくなっていますね。

酒巻委員 その真ん中を突っ切るのですか。

山崎委員長 はい。この場所は、将来バーベキュー場などの用地として貸すそうです。そのため、土地の真ん中を通れるようにしているようです。

酒巻委員 はい，わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，7番を承認いたします。

議案第2号5番から7番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を山崎委員長，お願いいたします。

山崎委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は，26ページからになります。

本件は，大室在住の方が，生産緑地法第10条の規定に基づき，柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は，大室の畑●筆，合計●，●●●㎡です。

申請理由は，農業経営に欠くことのできない申出者が故障し，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，

いただきました。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、29ページからになります。

本件は、松ヶ崎在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、松ヶ崎の畑●筆、●●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が故障し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 故障内容は、●●●●●とありますが、どのような病気ですか。

山崎委員長 詳しくは把握していませんが、●●●の一種だそうです。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 申出者本人が申請してこられたのですよね。

山崎委員長 面接には、本人も来られましたが、農業に従事することは無理かなという印象でした。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、2番を承認いたします。
議案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計の決定について（その1～その2）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第4号その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する

る法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第5番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が戸張の田●筆、戸張新田の田●筆、大井の田●筆、塚崎の田●筆、曙橋の田●筆、若白毛の田●筆、合計面積●●、●●●㎡に新規または継続で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年または●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

飯野委員 飯野です。

教えていただきたいんですが、資料の「新」というのは、新たに借りるということだと思いますが、いつから借りるのでしょうか。また「再」は今まで耕作していたということでしょうか。

議長 農政課お願いします。

農政課 「新」は新たに貸し借りをする場合の契約になりますので、

契約期間は来月の●日で、●月●日からの契約開始になります。

「再」は、今までも耕作されていて、契約が切れてからの継続申請になります。

飯野委員 そうすると、今現在はどうなっていますか。

農政課 農政課が事前に現地確認をしておりますして、一応耕作できる状態であることは確認しております。

飯野委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 賃借料、●●●、●●●とありますが、今の情勢では、●●●の方向に向かっていっているのでしょうか。

議長 農政課。

農政課 賃借料につきましては、特に●●●、●●●にしようということ、申し上げていません。

あくまで借受者と貸付者の間でお話しいただき契約されることになります。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、その1を承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第6番は、布施に在住の農業者が新利根の田●筆、面積●●●m²に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第7番は、塚崎に在住の農業者が増尾の田●筆、合計面積●●●●m²に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第8番は、北柏に在住の農業者が片山の畑●筆、合計面積●●●●m²に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、その2を承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農業委員会による令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

村越農地部長に議案の説明を求めます。

村越農地部長、お願いいたします。

農地部長 よろしく申し上げます。

それでは、農業委員会による令和4年度最適化活動の目標の設定についてご説明いたします。

農業委員会事務の情報公開につきましては、従来から、審議の透明化を図るため、議事録の公表等が行われてまいりましたが、平成28年農業委員会に関する法律の改正で、農地等の利用の最適化の推進が農業委員の必須事務になったことと併せ、農地等の利用最適化の推進状況並びにその他農業委員会における事務実施の状況等について、インターネット等により公表することが法律で定められました。

従来、目標及びその達成に向けた活動計画及び同点検・評価として定められていた様式を今年度より新様式に改め、新たな基準による目標を設定・公表するものであります。

以上の内容を踏まえ、令和4年度最適化活動の目標の設定等の案を作成しました。

作成までの経緯ですが、本日の総会開催前に第1回農地部会を開催し、内容を部会で確認の上、調整を行ったところであります。

この案につきましては、慎重なご審議をお願いいたします。

なお、概要については、これより事務局から説明いたします。よろしく申し上げます。

議長 ご苦労さまでした。

続いて、概要説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が概要説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がありました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

岡田委員 岡田です。

説明の中で、よく農地の集積という言葉が出てきますが、農地の集積とはどういう意味というか、どういう意図かなのか教えてください。

議長 事務局。

農地の集積について説明してください。

事務局 事務局です。

日本の農業の一つの課題といたしますか、問題点というのが、細分化されている農地ということで、これは農地解放等に起源しますが、このことが大規模経営、重機等を使った効率的な経営に支障があるというなかで、担い手の方には一団の面積として農地を耕作していただき

たいということで、集積・集約という表現で、国の考え方として、これを進めているということでございます。

岡田委員 これを目標にするということは、現在、例えば5反でも一生懸命やっている農家の方がいらっしゃると思いますが、そういう人たちに対して、国は小規模な農家の方は辞めてくださいと言っているように聞こえますが。

議長 辞める、農家を。

岡田委員 小規模な農家は辞めさせて、大規模農家の人に任せろよと言っているような意味合いに聞こえます。

議長 私からいいですか。認定農業者のことはご存知ですか。

岡田委員 はい。

議長 これは、大規模小規模関係なく、なかには新規参入の認定農業者の方もいらっしゃるって、このような認められた認定農業者に集積するなどして、農地を有効に利用していくという、国のひとつの取り組みで、これから規模拡大の目標を持って頑張っていく農家を増やしていくことで優良農地を保全していこうと、そういう取り組みだと思えますよ。

岡田委員 そういう意味ならわかります。

議長 こういったことを含めてのことですから、小規模だからやめろなどということはないと思います。

今回の資料の概要にも、柏市内の基幹的農業従事者数の記載がありますが、これが1,342人。全国では135万人とすると、柏市には0.1%の農業者がいるということになります。この農業者人口135万人のうち65歳以上が69.7%なんです。約7割が65歳

以上なんです。10年後には7割がリタイアするかもしれないですから残りが3割、たとえ新規参入なり、農家の後継者が入ってきたとしても、10年後には半減するそうです。もう70万人いなくなるんですね。

こうした農地の問題もあるし、そこで働く人の問題も出てくると思います。日本の食料生産というものの、実際にカロリーベースで考えると37%を占めるそうですが、それも今後維持できるのだろうかと私自身も疑問を抱いております。

こうした様々な農業事情を考えると、やはりこれから農業委員会としましても、土地のことや人のことなど、しっかり考えていかなければならない問題だと思います。

余談になってしまいましたが、いかがでしょうか。

岡田委員 はい。

議長 そのほか、皆さんから何かございませんか。

はい、どうぞ

橋本委員 橋本です。

市街化区域内での農地の場合ですと、住宅が近接しているために騒音や砂埃等、周辺に気を使いながら農業経営をするなどの苦勞もあると聞いていますので、そういったことから農業しやすい環境を色々考えていくことも大切なのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。

そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

7月4日月曜日、5日火曜日が調査会で、4日は午前9時から、5日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、農地第4調査会です。

7月8日金曜日が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

これをもちまして、第11回柏市農業員会総会を閉会いたします。

(午後3時30分閉会)